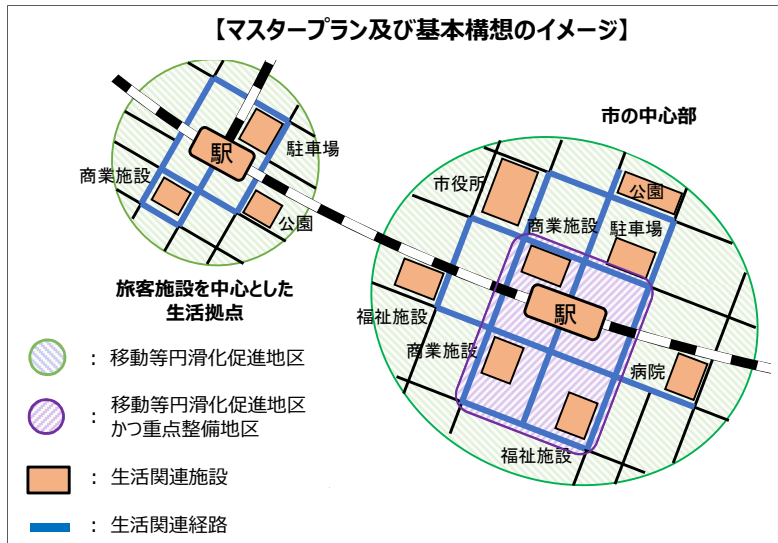


- ・ バリアフリー法に基づき、公共交通機関や建築物等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化、地域における面的・一体的なバリアフリー化を促進する等、バリアフリー・ユニバーサルデザイン施策を総合的に展開しているところ。
- ・ H30年のバリアフリー法改正により、障害当事者等の参画の下、施策内容の評価を行う会議（移動等円滑化評価会議）を設置し、定期的に移動等円滑化の進展状況の把握・評価がおこなわれ、また、R2年のバリアフリー法改正により、心のバリアフリー等ソフト施策の推進が位置づけられ、スパイラルアップ・心のバリアフリー推進に係る取組が着実に進められている。
- ・ こうした状況の中、**バリアフリー基本構想等の策定促進**を引き続き推進するとともに、**当事者目線**を踏まえたハード・ソフト両面からのバリアフリーに係る**運用やガイドライン等の必要な見直し等も含めたバリアフリー政策の更なるスパイラルアップ**、高齢者障害者等用施設等（バリアフリートイレや車椅子使用者用駐車施設等）の適正利用推進に係る普及啓発、バリアフリー教室の開催をはじめとした**心のバリアフリーの更なる推進**等を行う。

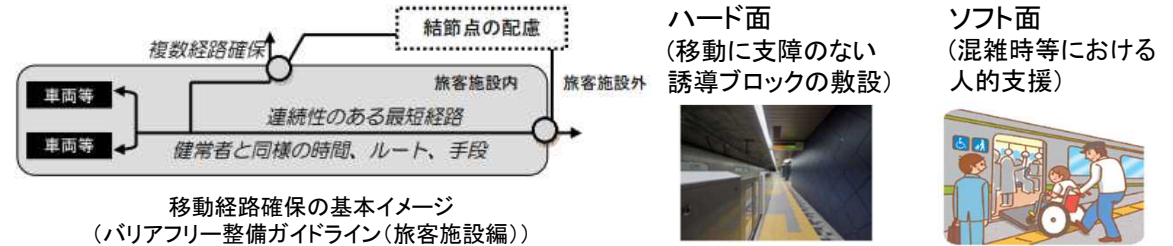
バリアフリー基本構想等の作成促進支援

地方公共団体におけるバリアフリー基本構想等の策定を促進を引き続き支援



当事者目線を踏まえたバリアフリー政策の更なるスパイラルアップ

当事者目線を踏まえたハード・ソフト両面からのバリアフリーに係る運用やガイドライン等の必要な見直し等も含めたバリアフリー政策の更なるスパイラルアップに係る検討



心のバリアフリーの更なる推進

高齢者障害者等用施設等の適正利用推進に係る普及啓発、バリアフリー教室の開催をはじめとした心のバリアフリーの更なる推進



バリアフリー法に基づく基本構想・条例等の策定、小規模店舗をはじめとした既存建築ストックのバリアフリー改修工事等を支援し、障害者等が安心して暮らせる環境の整備を図る。

交付対象事業者

地方公共団体、民間事業者、協議会等

補助対象地域

- ①三大都市圏の既成市街地等
- ②人口5万人以上の市
- ③厚生労働省事業等の実施都市
- ④都市機能誘導区域の駅周辺

⑤バリアフリー基本構想、移動等円滑化促進方針、バリアフリー法に基づく条例を策定した区域

交付率

1/3を国費で支援

支援概要

■バリアフリー法に基づく条例・基本構想の策定への支援

■既存建築物バリアフリー改修事業

【対象建築物】

- 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者・障害者等が利用する建築物(店舗等)
- バリアフリー条例による規制対象の建築物

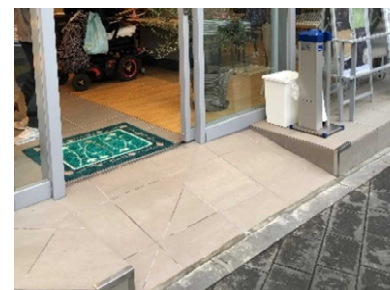
【補助対象】

○バリアフリー改修工事に要する費用

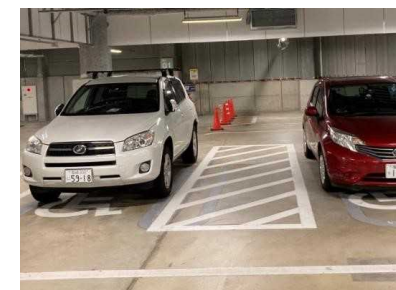
- ・段差の解消
- ・出入口、通路の幅の確保
- ・車椅子利用者用トイレの設置
- ・オストメイト設備を有するトイレの設置
- ・乳幼児用設備の設置
- ・ローカウンターを設置
- ・車椅子利用者用駐車施設の設置
- ・駐車場から店舗までの屋根設置
- ・視覚障害者誘導用ブロックの設置
- ・点字・音声等による案内板の設置
- ・トイレ・客室へのフラッシュライトの設置
- ・集団補聴設備の設置 など



トイレのバリアフリー化



スロープの設置



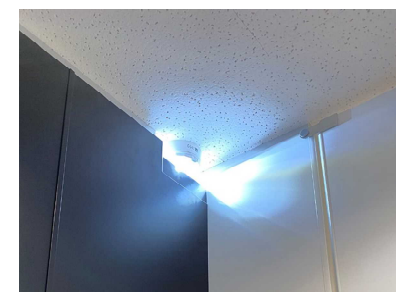
車椅子利用者用駐車施設の設置



視覚障害者誘導用ブロック、点字による案内板の設置



集団補聴設備の設置



トイレへのフラッシュライトの設置

写真の出典：高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準(令和3年3月)
第2回「車椅子利用者用駐車施設等のあり方に関する検討会」(令和3年11月)配布資料

都市・地域交通戦略推進事業

- 概要： 徒歩、自転車、自動車、公共交通など多様なモードの連携が図られた、自由通路、地下街、駐車場等の公共的空間や公共交通などからなる都市の交通システムを明確な政策目的の下、都市・地域総合交通戦略等に基づき、パッケージ施策として総合的に支援
- 補助対象者： 地方公共団体※¹、法定協議会※²、独立行政法人都市再生機構、都市再生推進法人等
- 施行区域： ①都市・地域総合交通戦略を策定している区域、②立地適正化計画を策定している区域、
③バリアフリー基本構想に定められた重点整備地区、④歴史的風致維持向上計画の重点区域、⑤地方踏切道改良計画に定められた区域
- 補助率： 1/3 ※³
 - ※¹ 交付金については、地方公共団体からの補助金を受けて、民間事業者等(独立行政法人都市再生機構や特定非営利活動法人等を含む)も事業実施可能
 - ※² 整備計画の作成に関する事業については、法定化を見据えた任意協議会も対象
 - ※³ 立地適正化計画に位置付けられた事業、滞在快適性等向上区域へのアクセス等に寄与する都市交通施設整備に係る事業等は補助率を嵩上げ(1/3→1/2)



- 駐車場等に関するバリアフリー化については多様なニーズがある一方、小規模な改修で対応が可能な施設もあり法的に義務付けがなされていない小規模な駐車場等も含め、収益に必ずしも直結しない駐車場等のバリアフリー化を一層進めるにあたっては、事業規模の大小に関わらず公的な支援の強化が必要。

【拡充内容】

- バリアフリー交通施設整備を単独で実施する場合は、現行で50百万円以上となっている全体事業費の要件を撤廃。

■ 駐車場から各施設を繋ぐスロープの設置例



阿久比町役場庁舎駐車場<出典:阿久比町提供資料>

■ 駐車場出入口のスロープ改修例



出典:「東京バリアフリー2020」(東京都)
<https://www.2020games.metro.tokyo.lg.jp/taikaijyunbi/houkoku/BARRIER-free-2020/index.html>